

## 離島振興対策実施地域の見直し案について (離島指定検討部会報告)

国土審議会離島振興対策分科会  
離島指定検討部会

- 平成 24 年 2 月の第 7 回離島振興対策分科会において、委員より、策定から約 50 年が経過した離島振興対策実施地域の指定基準の見直しについて問題提起があり、審議事項とすることとされたところ。
- 平成 24 年 10 月の第 8 回分科会では、基準見直しに関連する具体的な検討のため、有識者 5 名の委員からなる当部会を設置することが決まった。当部会では、平成 24 年 12 月の第 1 回開催を機に 3 回の部会議論等を経て、平成 25 年 3 月 27 日に部会としての新たな離島振興対策実施地域の指定基準案をとりまとめ、続く平成 25 年 4 月 11 日の第 10 回離島振興対策分科会に報告、了承されたところである。
- その後、当部会では新たな離島振興対策実施地域の指定基準に基づき、特に
  - ・新たな離島振興対策実施地域の指定基準を満足していること
  - ・未指定離島の新たな指定にあたっては、各基準を満たしていることを確認したうえで、寄港回数・最短航路距離等の交通条件や社会経済状況などを総合的に判断し、離島振興法第一条の目的に沿う地域であること
  - ・指定済みの離島振興対策実施地域については、新たな基準における人口要件を満たさなくなった場合においても、今後の振興方針や振興の目標、振興策やこれらの実施、評価体制を確認のうえ、指定解除を停止すべき地域がないか
  - ・常時陸上交通の確保された離島については、指定解除の観点から離島振興対策実施地域の見直しを検討した。
- 新たな基準決定後、2 回の部会議論等による検討の結果、別紙のとおり離島振興対策実施地域の見直しを行うことが適当である。

## 離島振興対策実施地域の見直し案

## 1. 未指定の離島

- 新たな離島振興対策実施地域について、人口要件を満足する離島のうち「沖島」、「前島」、「似島」、「小豆島」、「沖之島」及び「興居島」を新たに指定することが適当である。
- 「巖島」については、本土との間の航路状況が良好であり、島内の就業者数や事業所数等の経済状況についても全国平均を上回る状況にあり、現地調査の結果も含めて総合的に判断した結果、条件不利地域であるとまでは言えない状況であることから、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項の3」に基づき指定は行わないこととする。
- 「大島」については、今後の振興方針が未定であり、現時点では「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項の3」に基づく判断が困難であることから、今後、高松市にて取りまとめ予定となっている振興方針が確定した後、あらためて指定の是非を検討することとする。

## 2. 指定済みの離島振興対策実施地域

- 「南那珂群島」については、離島振興法第1条の目的に沿った振興方針と具体的な目標、振興のための必要な振興策やその実施・評価体制が適切かつ明瞭であり、離島振興法第1条の目的に沿った振興策を十分実施しうると判断される。
- このため、新たな離島振興対策実施地域の指定基準を踏まえ、「見直し後の離島指定基準の運用に関する留意事項の1」に基づき、指定解除を停止することが適当である。
- また、「高島」については無人島となっていることから、離島振興法の趣旨を踏まえ、解除することが適当である。
- 一方、人口50人未満のその他の離島振興対策実施地域である「小島」、「児島諸島」、「青島」、「桂島」及び「新島」については、新たな離島振興対策実施地域の指定基準に則してその振興方針等を確認する限り、指定解除を停止すべきとまでは結論付けられないが、改正離島振興法の施行時期や離島活性化交付金のような新たなソフト施策の導入時期等を踏まえると、現時点において指定解除を行うことは性急であるとの意見もあった。
- このため、これらの離島については、国勢調査の都度、離島振興策の効果を確認したうえで、新たな離島振興対策実施地域の指定基準に則して指定解除停止の是非を判断することとし、その間は指定解除を猶予することが適当である。

## 3. 常時陸上交通の確保された離島

- 淡路島は、昭和39年7月に離島振興対策実施地域に指定されて以降、昭和60年に大鳴門橋、平成10年に明石海峡大橋が架橋されたが、一部道路整備が未了であったことから、継続して地域指定がなされてきた。その後、平成20年に県道が開通し、常時陸上交通が確保されたところである。

○今後、離島振興のための具体事業も予定されておらず、地域からも継続指定の要望がないこと、及びこれまで常時陸上交通が確保された地域について指定を解除してきたこととの整合性の観点から、指定を解除することが適当である。

#### 4. 指定地域内の離島構成の見直し

○指定済みの離島振興対策実施地域については、「二つ以上の島が同一市町村に属する場合、又は群島、諸島のごとく、類似条件を具備すると考えられる場合は、これらの島を一括して指定することができる」との従来の基準に基づき地域指定がなされてきた。

○しかし、指定後の市町村合併等により、必ずしも同一の地域指定とすることが望ましいとは限らない地域もみられる。

○このため、新たな指定基準に照らして離島振興対策実施地域として指定することが望ましいと判断された地域・離島について、行政区域や地理的状况、交通状況等を勘案のうえ、地域からの要望も踏まえて地域指定の見直しを行うことが望ましい。

#### 5. 離島振興対策実施地域見直し案

○上記検討結果を踏まえ、以下のとおり離島振興対策実施地域の見直しを行うことが適当である。

都道県名	指定地域名 (見直し前)	指定地域案 (見直し後)	島名	市町村名	外海全部 外海一部 内海	備考
滋賀県	-	沖島	沖島	近江八幡市	内水面	新規追加指定
兵庫県	沼島・灘	-	沼島	南あわじ市	外海一部	-
			淡路島	南あわじ市 洲本市	一部指定	指定解除
島根県	高島	-	高島	益田市	外海一部	指定解除
-	-	前島	前島	瀬戸内市	内海	新規追加指定
広島県	-	似島	似島	広島市	内海	新規追加指定
香川県	直島諸島	小豆島	小豆島	土庄町、小豆島町	内海	新規追加指定
			沖之島	土庄町		-
			小豊島		直島町	内海
			直島	高松市		
愛媛県	忽那諸島	忽那諸島	安居島	松山市	内海	忽那諸島へ編入
			野忽那島			-
			睦月島			
			中島			
			怒和島			
			津和地島			
			二神島			
-	興居島	新規追加指定				

注：表中の地域は、指定地域の追加、解除や変更を行う地域についてのみ記載